

## 第2回栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2(2020)年2月6日(木) 16:40～

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

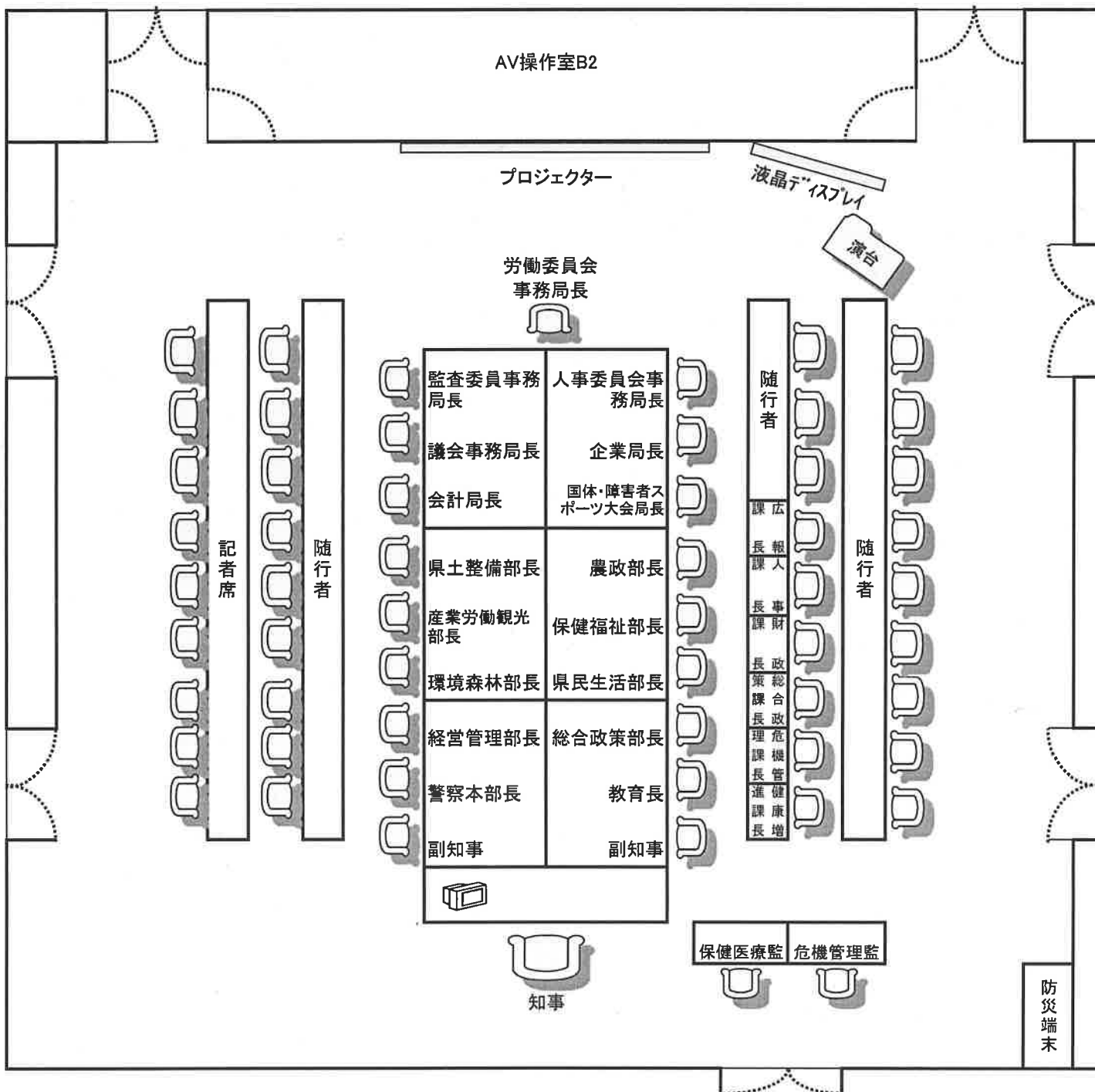
- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- (2) 各部局における取組状況について
- (3) その他

#### 3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	石崎 金市
	環境森林部長	鈴木 峰雄
	保健福祉部長	森澤 隆
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	沼尾 正史
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	入野 祐子
	監査委員事務局長	篠崎 直樹
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
	危機管理監	松村 誠
	保健医療監	海老名 英治

本部会議座席表(危機管理センター本部室)





令和2年2月04日(火)

【照会先】  
健康局 結核感染症課  
係長 山田 大悟  
(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者各位

## 新型コロナウイルス感染症の現在の状況 と厚生労働省の対応について(令和2年 2月5日版)

2月5日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(2月5日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、2月4日報から下線部分を更新しました。)

2月4日に今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の患者3名(17例目、18例目、19例目)の報告があり、プレスリリースを行いました。

また、横浜港に寄港したクルーズ船の乗客10名について、新型コロナウイルス検査の陽性が確認されたため、本日プレスリリースを行いました。

### 1. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づくと、2月5日9:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

国・地域	感染者数	死亡者数
中国	24,324名	490名
香港	17名	1名
マカオ	10名	0名
台湾	11名	0名
タイ	25名	0名
韓国	16名	0名
米国	11名	0名
ベトナム	10名	0名
シンガポール	24名	0名
フランス	6名	0名

国・地域	感染者数	死亡者数
オーストラリア	13名	0名
マレーシア	10名	0名
ネパール	1名	0名
カナダ	4名	0名
カンボジア	1名	0名
スリランカ	1名	0名
ドイツ	12名	0名
アラブ首長国連邦	5名	0名
フィンランド	1名	0名
イタリア	2名	0名
インド	3名	0名
フィリピン	2名	1名
英国	2名	0名
ロシア	2名	0名
スウェーデン	1名	0名
スペイン	1名	0名
ベルギー	1名	0名

2. 国内の発生状況について

・2月5日12:00現在、確認されている患者は以下のとおり19名(\*)である。

(\*):その他、4例の無症状病原体保有者が確認されている。

No.	確定日	年代	性別	居住地	病状	入院状況	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1	1/15	30代	男	神奈川県	全快	退院	なし	38名特定 健康観察1/24終了
2	1/24	40代	男	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	32名特定 健康観察実施中
3	1/25	30代	女	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	7名特定 健康観察実施中
4	1/26	40代	男	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	2名特定 健康観察実施中
5	1/28	40代	男	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	3名特定 健康観察実施中
6	1/28	60代	男	奈良県	症状 安定	入院中	No.8	22名特定 健康観察実施中

7	1/28	40代	女	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	2名特定 健康観察実施中
8	1/29	40代	女	大阪府	全快	退院	No.6	3名特定 健康観察実施中
9 *	1/30	50代	男	中国 (武漢市)	治療中	入院中	無症状病原体 保有者 2名確認	チャーター便 搭乗者のみ
10	1/30	50代	男	三重県	軽快	入院中	なし	3名特定 健康観察実施中
11	1/30	30代	女	中国 (湖南省)	症状 安定	入院中	なし	調査中
12	1/30	20代	女	京都府	症状 安定	入院中	なし	調査中
13	1/31	20代	女	千葉県	症状 安定	入院中	No.6	1名特定 健康観察実施中
14 *	2/1	40代	男	調査中	症状 安定	入院中	No.15	調査中
15 *	2/1	40代	男	中国	軽快	入院中	No.14	調査中
16 *	2/1	40代	男	中国 (武漢市)	治療中	入院中	調査中	調査中
17	2/4	30代	女	中国 (武漢市)	治療中	入院中	調査中	調査中
18*	2/4	50代	女	千葉県	治療中	入院中	調査中	調査中
19	2/4	50代	男	中国 (湖北省)	不明	不明	No.4	調査中

(\*)：9、14、15、16、18例目については、武漢市からのチャーター便により帰国した邦人に対して実施した検査による。また、16例目は当初、無症状病原体保有者であったが、2月1日に発症。18例目は当初、無症状病原体保有者であったが、1月31日に発症。19例目は中華人民共和国に帰国しているため、現在の状況は不明。

・現時点(2月4日18時現在)までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計128件の検査を実施。そのうち14例が陽性。109例が陰性。5例が検査中。

### 3. クルーズ船での検査状況について

・2月3日より横浜・大黒ふ頭沖で検疫を実施しているクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」内の10人について、新型コロナウイルス検査の陽性が確認されたため、患者は神奈川県内の医療機関へ搬送されました。同クルーズ船に対する検疫は、引き続き実施しています。現在、有症者を中心に新型コロナウイルス検査を実施しており、その結果については、追って公表いたします。

### 4. 厚生労働省のこれまでの対応

#### 【検疫関係】

・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000590024.pdf>

・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf>

・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、機内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>

・帰国者に対する現行の検疫体制の継続(日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施)し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施

・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>

・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について(航空会社宛て)<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

#### 【医療機関・保健所等での対応関係】

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1及び第14条第2項に基づく届出の基準等について通知<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて通知

・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の整備を依頼<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>

・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について通知<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>



・国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者(例:医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

・中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めたと際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス(原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度)を確実に実施

・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新(疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>

・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針(案)を策定 <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/200122-1.pdf>

・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施

・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。 [https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection\\_of\\_nCoV\\_report200121.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf)

・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領(暫定版)を作成

[https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV\\_200121-1.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_200121-1.pdf)

・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度(疑似症サーベイランス)の適切な運用について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定 [https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV\\_200122.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200122.pdf)

・自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

#### 【情報発信】

・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09151.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html)

・地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知

・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行う

・2月4日版として、一般の方向向けのQ&Aについて更新。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起 <https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>

・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

#### 4. 今後の動向について

・2月1日、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を施行した。

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

◆国民の皆様へのメッセージ

○新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。国民の皆様におかれは、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとて重要で。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○湖北省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。また、医療機関の受診にあつては、湖北省の滞在歴があることまたは湖北省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

(参考)

- ・中国における原因不明肺炎について(世界保健機関(WHO)Disease Outbreak News):  
<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/>
- ・海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国(厚生労働省検疫所HP FORTH):  
<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>
- ・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について(事務連絡):  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>
- ・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明(世界保健機関(WHO)):  
<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>
  
- ・新しいコロナウイルス-大韓民国(世界保健機関(WHO)Disease Outbreak News):  
<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>
- ・中華人民共和国国家衛生健康委員会:  
<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>
- ・武漢市衛生健康委員会:  
<http://wjw.wuhan.gov.cn/>
- ・広東省衛生健康委員会:  
<http://wsjkw.gd.gov.cn/>
- ・衛生福利部疾病管制署(台湾CDC):  
<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>
- ・中国における新種のコロナウイルスについて(世界保健機関(WHO)Disease Outbreak News):  
<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>
- ・厚生労働省Twitter:  
<https://twitter.com/mhlwtwitter?lang=ja>
- ・First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States:  
<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>
- ・International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China  
(世界保健機関(WHO))  
<https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-china>

## 新型コロナウイルス感染症患者発生時の 感染症法上の主な措置について

令和 2 (2020) 年 2 月 1 日施行

措置の内容	根拠条文	措置権者	費用負担※
患者等に対する <u>積極的疫学調査</u> の実施（患者の行動調査、濃厚接触者の調査等）	法 15 条	・ 都道府県知事 → 栃木県事務決裁 及び委任規則により、保健所長が実施	$\diagdown$
<u>検体採取等</u> の勧告又は措置 （患者の同意が得られない場合）	法 16 条の 3		
<u>健康診断</u> の受診勧告又は措置・実施 （患者との接触者等の感染疑い者に対する措置）	法 17 条		
特定業務（飲食業等）への <u>就業制限</u> の実施（病原体を保有しないこと等が確認されるまで）	法 18 条		
感染症指定医療機関への <u>患者移送</u> （所在地から入院先までの移送）	法 21 条		
感染症指定医療機関への <u>入院勧告</u> 又は入院措置（症状があり、まん延防止に必要な場合）	法 19 条		全額公費負担 （都道府県 1/4 国 3/4）  * 市町村民税所得割（同一生計世帯）年 56.4 万円超は自己負担あり （月額 2 万円）

※ 保健所設置市は都道府県負担分を市が負担

健感発 0203 第 2 号  
令和 2 年 2 月 3 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり改正し、本年 2 月 3 日から適用することといたしました。なお、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう。

貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実地に遺漏なきようお願いいたします。

## 第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

### (1) 定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。

### (2) 臨床的特徴等（2020年2月2日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

### (3) 届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

#### エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

#### 記

##### 1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性はある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

## 2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

## 3. 一般の医療機関における診療について



一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

#### 4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：[nCOV-2019@mhlw.go.jp](mailto:nCOV-2019@mhlw.go.jp)（※切：2/5（水））

#### <参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）



## 新型コロナウイルス感染症に係る今年度末までの取組方針（案）

令和 2（2020）年 2 月 6 日現在

1 基本的な取組方針

新型コロナウイルス感染症が世界的な拡がりをみせる中、感染予防やまん延防止をはじめ、県民や観光客等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、全庁を挙げて取り組む。

2 正確で迅速な情報提供と県民等への働きかけ

## ◆ 正確で迅速な情報提供

県ホームページ等により、国・国立感染症研究所等の情報（患者発生情報、国の取組等）、県の取組や感染予防策等の情報提供

## ◆ 県民等への働きかけ

県民等に対する感染予防の更なる注意喚起（重症化リスクが高い高齢者等に対する注意喚起など）、有症状者へのマスク着用の呼びかけ

3 県の体制の整備・強化

## ◆ 県民等からの相談体制の強化

広域健康福祉センター・宇都宮市保健所、とちぎ外国人相談サポートセンター等における電話相談窓口の運営

## ◆ 県内での検査体制の整備

保健環境センターにおいて、PCR検査の実施

（2月3日から、宇都宮市衛生環境試験所においても検査可能）

## ◆ 患者発生時の対応

・保健所において、感染症法に基づく入院勧告、就業制限、濃厚接触者等の疫学調査等の実施

・感染症指定医療機関等において、治療の実施

4 市町、関係団体等と連携した対応の強化

## ◆ 市町との連携

県・市町連携会議の開催、連携による効果的な情報発信等の実施

## ◆ 関係団体等との連携

・中小企業等に対する経営等に関する相談窓口の運営

・観光事業者、交通事業者、学校、中国進出企業等への感染予防の更なる注意喚起

・イベント主催者等への感染予防の注意喚起、手指消毒薬の配備、有症状者の方へのマスク着用の呼びかけ



## 新型コロナウイルス感染症に係る栃木県の対応状況

令和2(2020)年2月6日 栃木県保健福祉部

項目	これまでの対応	今後新たに実施する対応
1 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回栃木県健康危機管理調整会議を開催し、庁内関係課との情報共有(1/24、2/4)【保健福祉部、関係各部】</li> <li>○ <u>栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(1/31)【全庁】</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市町(対策本部等)との連携(情報共有等)</u></li> </ul>
2 予防まん延防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県ホームページにて関連情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民への感染予防の注意喚起</li> <li>・ 渡航者(入出国者)向けに中国語での早期受診等の注意喚起</li> <li>・ 外国語での対応医療機関の検索リンク作成</li> <li>・ 感染が心配な方の相談窓口を掲載</li> </ul> </li> <li>○ 旅行業関係機関(旅館業施設、旅行業協会、観光協会)に対する注意喚起</li> <li>○ 県内教育機関(幼稚園、認定保育園、教育委員会、私立学校)に対する注意喚起</li> <li>○ <u>社会福祉施設に対する注意喚起</u></li> <li>○ 県内各所に対する注意喚起(詳細は別紙のとおり)</li> <li>○ とちぎ外国人相談サポートセンターでの医療等の相談受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、県民や関係機関への情報提供</li> <li>○ <u>各種広報媒体(とちぎ県民だより、テレビ、ラジオ及びメールマガジン等)を活用した感染症対策に関する注意喚起</u></li> <li>○ <u>各種イベント等での感染予防対策の徹底</u></li> </ul>
3 医療対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各医療機関に対し、院内感染防止の要請</li> <li>○ <u>患者の濃厚接触者に対する健康観察の徹底</u></li> <li>○ <u>感染症法に基づく指定感染症としての措置(医療機関からの届出、感染症指定医療機関への措置入院、就業制限、消毒等)(2/1)</u></li> <li>○ <u>栃木県保健環境センターにおける検査体制を整備(1/31)</u></li> <li>○ <u>各消防本部に対し、保健所等が行う患者等の移送に関する協力体制の構築を周知(2/4)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>栃木県保健環境センターにおける検査時間の短縮</u></li> <li>○ <u>帰国者・接触者外来の設置</u></li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>企業向け相談窓口の設置</u></li> </ul>	

## 新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧（令和2（2020）年2月6日現在）

部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聖火リレー関係市町担当者会議において関連情報の提供とリレー運営に係る感染症対策に関する注意喚起(2/6)【総合政策課】</li> <li>○ 市町に対し、総務省からの通知を周知(2/3、2/5)【市町村課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聖火リレー「リスクマネジメントマニュアル」への感染症対策の記載など大会組織委員会と連携して対応【総合政策課】</li> <li>○ 「第4回ツール・ド・とちぎ」(3/20～3/22)危機管理マニュアルへの感染症対策の記載及び2/27実行委員会会議での関係者への周知【地域振興課】</li> <li>○ 市町に対し、総務省からの通知等の随時周知【市町村課】</li> </ul>
経営管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立学校（小・中・高・中等教育・専修・各種）に対し、不要不急の渡航（湖北省武漢市）を自粛するよう注意喚起(1/24)、感染症対策に関する対応等について周知(1/27)【文書事課】</li> <li>○ 罹患者が発生した場合における私立学校と県文書事課との休日・夜間連絡体制の整備【文書事課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立学校に対する文部科学省及び関係機関からの通知等の周知及び注意喚起【文書事課】</li> </ul>
県民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各消防本部に対し、「標準的な感染予防策の徹底」、「新型コロナウイルス患者搬送後の救急車の消毒等の徹底」を周知(1/17)【消防防災課】</li> <li>○ 各消防本部に対し、「保健所等が行う患者等の移送に関する協力体制の構築」を周知(2/4)【消防防災課】</li> <li>○ 美術館、博物館、栃木県総合文化センター、ばばら、とちぎ男女共同参画センター、とちぎ青少年センターに対し、感染症対策に関する注意喚起。来館者等に対する感染予防対策を徹底(1/31)【県民文化課、人権・青少年男女参画課】</li> <li>○ 入校者に対し感染予防対策の徹底を周知（消防学校）(2/4)、館内の消毒など感染予防対策を徹底（防災館）(1/28)【消防防災課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内における患者発生など、県ホームページへのアクセス集中が予想される時点から閲覧困難状況の発生を常時確認。必要に応じ「軽量版」への切替えを行う。【広報課】</li> <li>○ 県民に対し、「とちぎ県民だより」による感染症対策に関する注意喚起(3月号[3/1発行])【広報課】</li> <li>○ 県民に対し、県域テレビ及びラジオによる感染症対策に関する注意喚起(2/17)【広報課】</li> <li>○ メールマガジンによる感染症対策に関する注意喚起(2/15)【広報課】</li> <li>○ 栃木県公式LINEによる感染症対策に関する注意喚起(2/7)【広報課】</li> <li>○ 主催イベント等における感染予防対策の徹底</li> </ul>

部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
県民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>県広報課ツイッターにて関連情報の発信開始(1/22)【広報課】</u></li> <li>○ <u>県ホームページトップページに関連情報を集約(1/23)【広報課】</u></li> <li>○ <u>総合案内(1階)、県民プラザ(2階)に「新型コロナウイルス感染症に関連したリーフレット(健康増進課作成)」を配架(1/31)、各県民相談室に同リーフレットを配架(2/5)【広報課】</u></li> </ul>	
環境森林部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>日光自然博物館、県民の森に対し、感染症対策に関する注意喚起(1/31)【自然環境課】</u></li> <li>○ <u>感染性廃棄物処理業者、市町村(一部事務組合含む)に対し、「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく適正な処理を徹底するよう周知(1/28)【廃棄物対策課】</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>会議、イベント等での感染症予防対策の徹底及び関係機関への周知</u></li> </ul>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>栃木県健康危機管理調整会議を開催し、庁内関係課との情報共有(1/24、2/4)【保健福祉部、関係各部】</u></li> <li>○ <u>栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置【全庁】(1/31)</u></li> <li>○ <u>県民へのメッセージ(知事コメントの発出)(1/31)</u></li> <li>○ <u>県内の救護施設等に対し、県ホームページにて関連情報を提供し、施設内感染防止の徹底を依頼(1/27)【保健福祉課】</u></li> <li>○ <u>指定管理施設(とちぎ健康の森、とちぎ福祉プラザ)に対し、県ホームページにて関連情報を提供し、施設内感染症対策の徹底を依頼【保健福祉課】</u></li> <li>○ <u>県医師会等の関係団体に対し、「医療施設における院内感染の防止対策の徹底」(1/24)及び「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」(2/4)の周知を依頼(いずれも県ホームページに掲載)【医療政策課】</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>栃木県保健環境センターにおける検査時間の短縮【健康増進課】</u></li> <li>○ <u>帰国者・接触者外来の設置【健康増進課】</u></li> <li>○ <u>市町(対策本部等)との連携(情報共有等)【健康増進課】</u></li> <li>○ <u>准看護師試験での感染症予防対策(手指消毒の設置等)の徹底(2/9)【医療政策課】</u></li> </ul>

部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
保健福祉部	<p>○ 高齢者関係施設（特養、老健、有料老人ホーム等）及び関係団体（県シルバー人材センター連合会、県老人クラブ連合会等）に対し、<u>感染症対策に関する注意喚起（1/24）</u>【高齢対策課】</p> <p>○ <u>生涯現役シニア応援センター（「ぷらっと」）に注意喚起の張り紙を掲示（1/29）</u>【高齢対策課】</p> <p>○ <u>患者の接触者に対する健康観察の徹底（2/1）</u>【健康増進課】</p> <p>○ <u>感染症法に基づく指定感染症として、まん延防止に向けた措置（医療機関からの届出、感染症指定医療機関への措置入院、就業制限、消毒等）（2/1）</u>【健康増進課】</p> <p>○ <u>栃木県保健環境センターにおける検査体制整備（1/31）</u>【健康増進課】</p> <p>○ 県ホームページにて関連情報の提供（1/17）【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航者（入出国者）向けに中国語での早期受診等の注意喚起</li> <li>・外国語の対応医療機関のリンク作成【医療政策課】</li> </ul> <p>○ <u>電話相談窓口の周知（1/24）</u>【健康増進課】</p> <p>○ <u>市町への関連情報の周知（1/7）</u>【健康増進課】</p> <p>○ <u>障害者施設・事業所に対し、県ホームページの周知及び感染症予防の取組を依頼（1/27）、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応についての周知及び注意喚起を依頼（2/3）</u>【障害福祉課】</p> <p>○ <u>各市町障害福祉主管課に対し、注意喚起等を依頼（1/31）</u>【障害福祉課】</p> <p>○ <u>幼稚園、認定こども園に対し、「教員、児童、生徒に対する渡航に係る注意喚起」の周知（1/22）</u>【こども政策課】</p>	



部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町に対し、所管する保育所、児童厚生施設、放課後児童クラブ等への<u>新型コロナウイルスについての正しい認識と感染対策に係る周知及び注意喚起を依頼</u> (1/27) 【こども政策課】</li> <li>○ 児童福祉施設に対し、<u>新型コロナウイルスについての正しい認識と感染対策に係る周知及び注意喚起</u> (1/27) 【こども政策課】</li> <li>○ <u>子ども総合科学館に対し、新型コロナウイルスについての正しい認識と感染対策に係る周知及び注意喚起</u> (1/30) 【こども政策課】</li> <li>○ 栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等に対し、肺炎患者発生に係る協力依頼及び県ホームページによる周知 (1/24) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊者名簿記載の徹底</li> <li>・ 発症者等の医療機関受診の勧奨【生活衛生課】</li> </ul> </li> <li>○ 住宅宿泊事業者に対し、肺炎患者発生に係る協力依頼及び県ホームページによる周知 (1/24) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊者名簿記載の徹底</li> <li>・ 発症者等の医療機関受診の勧奨</li> <li>・ 宿泊者が発症を申し出た場合の観光庁への報告の徹底【生活衛生課】</li> </ul> </li> <li>○ <u>宿泊者に対し、県ホームページによる注意喚起</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>手洗いと咳エチケットの徹底</u></li> <li>・ <u>呼吸器症状等出現した際の対応</u> (1/30) 【生活衛生課】</li> </ul> </li> </ul>	
産業労働 観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県ホームページ関係情報の中国語訳 (1/22) 【国際課】</li> <li>○ とちぎ外国人相談サポートセンター（とちぎ国際交流センター内）での医療等の相談受付 (1/22) 【国際課】</li> <li>○ 知事登録の旅行業者に対し、<u>注意喚起</u> (1/23) 【観光交流課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>会議、イベント等での感染症予防対策の徹底及び関係機関への周知</u></li> </ul>

部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
産業労働 観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町観光主管課及び観光協会に対し、<u>注意喚起(1/24)</u>【観光交流課】</li> <li>○ 県公式観光ホームページ「とちぎ旅ネット」で<u>注意喚起(1/24)</u>【観光交流課】</li> <li>○ <u>携帯情報サービスによる感染症対策に関するメール配信</u>（(公財) 栃木県国際交流協会) (2/1) 【国際課】</li> <li>○ <u>融資等特別相談窓口の設置(2/3)</u> 【経営支援課】</li> <li>○ <u>経営等特別相談窓口の設置</u>（(公財) 栃木県産業振興センター) (2/3) 【産業政策課・経営支援課】</li> </ul>	
農政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県有施設（なかがわ水遊園、とちぎ花センター、アグリプラザ、農業大学校）及び施設管理者に対し、<u>感染症対策に関する注意喚起(1/27)</u>【農政課・農村振興課・経営技術課・生産振興課】</li> <li>○ <u>観光いちご園、農産物直売所、農村レストラン等、不特定多数の人が集まる場所に対し、感染症対策に関する注意喚起(1/31)</u>【農村振興課・生産振興課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>会議、イベント等での感染症予防対策の徹底及び関係機関への周知</u></li> </ul>
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>交通事業者との情報共有</u>【交通政策課】</li> <li>○ <u>県営都市公園(1/27)</u>や道の駅の利用者(1/31)に対し、<u>感染症対策に関する注意喚起</u>【都市整備課】【道路保全課】</li> <li>○ <u>県営住宅の入居者に対し、感染症対策に関する注意喚起(2/3)</u>【住宅課】</li> <li>○ <u>市町の公園管理者に対し、「感染症対策の徹底と利用者への注意喚起」を依頼(2/4)</u>【都市整備課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>講習会での感染症対策に関する注意喚起(参加者へのチラシ配布)</u>【住宅課】</li> </ul>
企業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>県民ゴルフ場に対し、感染症対策に関する注意喚起(1/27)</u>【経営企画課】</li> <li>○ <u>県民ゴルフ場、本町合同ビルの利用者、来館者向けの注意喚起リフレットの掲示と消毒液の設置(2/5)</u>【経営企画課】</li> </ul>	

部	これまでの対応	今後新たに実施する対応
教育委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「関連情報の収集を行い、適切な行動をとるよう」注意喚起(1/23)【<u>学校安全課</u>】</li> <li>○ 指定感染症への指定を受けた学校保健安全法上の措置（出席停止）(2/1)【<u>学校安全課</u>】</li> <li>○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「中国から帰国した児童生徒へ適切な対応をするよう」依頼(1/29)【<u>総務課</u>】</li> <li>○ 関係県立学校に対し、入学者選抜における感染予防のための衛生管理の徹底を指示(2/3)【<u>高校教育課</u>】、(2/5)【<u>特別支援教育室</u>】</li> <li>○ 各県立社会教育施設及び各県立体育施設等に対し、関係省庁からの通知を周知し、感染症対策に関する注意喚起【<u>生涯学習課・スポーツ振興課・文化財課</u>】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>卒業式等での感染症予防対策（出席者への注意喚起、手指消毒の設置等）の徹底【高校教育課】</u></li> </ul>
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県保健福祉部との24時間の連絡体制の確立(1/24)【<u>警備第二課</u>】</li> <li>○ 県保健福祉部等から応援を求められた場合の体制を確立(1/24)【<u>警備第二課</u>】</li> </ul>	



## 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談

相談日	相談者					相談内容（重複可）			中国語等での相談件数
	一般住民	市町 (庁内含む)	医療機関	その他	計	一般相談	医療相談	計	
1/14	0	0	2	0	2	2	2	4	0
1/15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/16	0	0	0	1	1	3	0	3	0
1/17	0	0	1	1	2	0	0	0	0
1/18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/21	0	0	0	1	1	3	0	3	0
1/22	0	0	0	1	1	1	0	1	0
1/23	1	1	2	0	4	3	2	5	0
1/24	4	5	7	1	17	19	6	25	0
1/25	2	1	0	0	3	1	2	3	0
1/26	0	2	0	0	2	1	1	2	0
1/27	6	13	11	4	34	26	12	38	0
1/28	18	14	12	3	47	46	15	61	0
1/29	20	9	10	6	45	45	16	61	0
1/30	32	7	19	5	63	52	30	82	0
1/31	42	14	25	13	94	70	31	101	0
2/1	6	0	2	0	8	7	3	10	0
2/2	2	0	0	0	2	1	1	2	0
2/3	60	9	15	11	95	64	40	104	0
2/4	25	7	8	7	47	43	12	55	0
計	218	82	114	54	468	387	173	560	0

TABLE 1. Summary of the data used in the analysis.

Variable	Number of observations	Number of missing observations
Age	10,000	100
Gender	10,000	0
Income	10,000	500
Education	10,000	0
Health	10,000	0
Marital status	10,000	0
Employment	10,000	0
Home ownership	10,000	0
Life expectancy	10,000	0
Life expectancy squared	10,000	0
Life expectancy cubed	10,000	0
Life expectancy to the fourth power	10,000	0
Life expectancy to the fifth power	10,000	0
Life expectancy to the sixth power	10,000	0
Life expectancy to the seventh power	10,000	0
Life expectancy to the eighth power	10,000	0
Life expectancy to the ninth power	10,000	0
Life expectancy to the tenth power	10,000	0
Life expectancy to the eleventh power	10,000	0
Life expectancy to the twelfth power	10,000	0
Life expectancy to the thirteenth power	10,000	0
Life expectancy to the fourteenth power	10,000	0
Life expectancy to the fifteenth power	10,000	0
Life expectancy to the sixteenth power	10,000	0
Life expectancy to the seventeenth power	10,000	0
Life expectancy to the eighteenth power	10,000	0
Life expectancy to the nineteenth power	10,000	0
Life expectancy to the twentieth power	10,000	0